

生活福祉資金の活用ポイント

生活福祉資金とは、低所得者や障害者、高齢者が、生活や仕事で「独立自活」するために資金が必要なとき、貸し付けができる制度で、もちろん、自営業者でも借りの事が可能です。

貸し付けの対象者は、(1)貸し付けて独立自活できる低所得者(2)身体障害者手帳を持っている人(3)療育手帳の人(4)精神障害者福祉手帳の人(5)65歳以上の高齢者のいる世帯です。(2)(3)(4)は所得制限がなく、それ以外は市町村民税非課税程度とされています。

「総合支援資金」は、生活の立て直しのために継続的、一時的な資金の貸し付けを行います。生活支援費、住居入居費、一時生活再建費などがあります。

「福祉資金」には、自営業にかかわって「生業を営むために必要な費用」(貸付限度額目安は460万円)があります。

詳しい資金の種類や貸し付け条件については、民商に問い合わせてください。

雇用情勢の悪化で失業者、低所得者が急増する事が見込まれ、多重債務問題が深刻になっている事もあり、10月から制度が「見直し」されました。生活支援費は生活の再建へのつなぎ融資としてすぐの実行されています。この制度を知らせ活用していきましょう。

◇確定申告班会のご案内日程◇

(個別に随時発送いたします。)

2月 4日(木) 白川	2月 19日(金) 大黒
2月 5日(金) 名谷	2月 22日(月) 千歳
2月 8日(月) 横尾	2月 23日(火) 若宮
2月 12日(金) 妙法寺	2月 25日(木) 西須磨
2月 15日(月) 板宿	2月 26日(金) 区外
2月 16日(火) 東須磨	3月 1日(月) 区外
2月 18日(木) 大黒	(毎週水曜日 なんでも相談日)

税務署から確定申告書が届き始めています

申告に必要な各種控除証明書(国保料・国民年金・生命保険・地震保険・源泉徴収票など)きちんと整理しておきましょう。

今後の予定

- 1月28日(木) 3.13重税反対統一行動
実行委員会 14時~
- 2月 3日(水) 三役会
法律相談会
- 2月 7日(日) 拡大宣伝行動日
(炊き出し) 10時~
- 2月 9日(火) 常任理事会 7時~
- 2月10日(水) 7ロック決起集会 7時~

無料法律相談 事前予約をお願いします。

2月3日(水) 須磨民商 2F
18:00~19:00

(定例：毎月第一水曜日)

日程が変更になる場合があります。

1月25日(月)~29日(金) 青色・自主計算会